

令和 3 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 3 年 1 2 月 2 7 日

(第 23 回)

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和3年12月27日（月曜日）  
午前 9時30分 開会 午前11時02分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	安保友博	議員	副委員長	待鳥美光	議員
委員	菅原満	議員	委員	熊谷二郎	議員
委員	富澤啓二	議員	委員	金井伸夫	議員
委員	松永靖恵	議員	委員	富澤勝広	議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜古隆広	議事課長	遠藤秀和
主査	高橋寛子		

◇本日の会議に付した案件

証人の決定について  
証人尋問事項の協議について  
証人の出頭要求について  
その他

午前9時30分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、証人の決定について、証人尋問事項の協議について、証人の出頭要求について、その他です。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

議題に入ります前に、証人尋問運営要領について定めたいと思います。

証人尋問運営要領（案）について、副委員長に朗読を願います。

〔副委員長 証人尋問運営要領朗読一添付資料参照一〕

○安保友博委員長 ただいま読み上げました証人尋問運営要領（案）について御意見はございますか。

〔なし〕という声あり〕

それでは、証人尋問運営要領については、ただいま読み上げたとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、証人の決定についてを議題とします。

証人については、さきの委員会で5名の方が挙げられておりましたが、委員会での証人喚問の対象者として正式に決定したいと思います。

各委員から再度提案を願います。

松永委員。

○松永靖恵委員 お一人目が元和光市職員、山崎悟氏を証人として呼びたいと思います。

そして、お二人目、現職職員で保健福祉部健康保険医療課主幹兼保健センター所長の阿部剛氏をお呼びしたいと思っております。

○安保友博委員長 項目についても再度お願いします。内容というか、その項目ですね。

○松永靖恵委員 元和光市職員の山崎悟氏には、証人の経歴、それから東内氏との関係性、証人として証言する理由や動機をお聞きした後に、パワハラ関係、当時総務部長であったり、企画部長であったりしたときのパワハラ関係についてお聞きしたいと思っております。

○安保友博委員長 調査事項で言うと3番に当たるということでもいいですかね。パワーハラスメントに関する誹謗中傷。

今、証人を誰を呼ぶかという項目ですので、調査事項のどれに当たる人で、この方を呼びた

いという言い方で。

松永委員。

○松永靖恵委員 分かりました。改めまして、元和光市職員、山崎悟氏にはパワハラ関係についてお聞きしたいと思っております。

それから、現職職員の保健センター所長、阿部剛氏には、パワハラ関係、公益通報、それから預り金の件についてお聞きしたいと思っております。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 私は、元保健福祉部の職員であった岸本年光氏をお呼びできればと思います。

内容については、パワハラ関係と預り金の管理について、あと寄附がありましたので、その関連、あと出張の実態等について、具体的内容になりますけれども、その辺をお聞きしたいなと思います。

○安保友博委員長 それでは、ただいま御提案いただいた3名の対象者について確認をいたします。

元和光市職員の岸本年光氏には、調査事項として、1、元和光市職員の不祥事に関する事項（詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、所管課における預り金管理の問題）。それから、調査事項3、元和光市職員によるパワーハラスメントに関する事項について、それから、預り金のほうには寄附金についての事項も含まれます。

そして、次に、現職職員、保健福祉部の健康保険医療課主幹兼保健センター所長の阿部剛氏には、調査事項1、元和光市職員の不祥事に関する事項（詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、所管課における預り金管理の問題）。調査事項2、公益通報、内部通報に関する事項。そして、調査事項3、元和光市職員によるパワーハラスメントに関する事項について。

それから、3人目としまして、元和光市職員の山崎悟氏には、調査事項3、元和光市職員によるパワーハラスメントに関する事項について。

以上、3名について証人尋問を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、証人尋問事項の協議についてを議題とします。

証人に出頭を求める際には、当日どのようなことについて証言を求めるか、あらかじめ証言を求める事項を通知しておく必要があります。

つきましては、委員から御提出いただいた素案をお手元にお配りさせていただきました。その素案を基に協議を進めてまいります。

初めに、元和光市職員の岸本年光氏に対する尋問事項について協議をいたします。

お手元に配付しました資料を基に、御意見等がありましたらお願いいたします。

金井委員。

○金井伸夫委員 追加の質問として、第三者委員会の報告書にも出ていたんですけども、市

の幹部が東内被告について余人をもって代えがたしと言っていたというふうに伝えられているんですが、そうした、市の幹部が余人をもって代えがたしといった言及がこういったパワハラに庁内でどんな影響を与えていたのか、岸本氏に質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 今回の金井委員の内容ですけれども、庁内全体となると岸本氏はちょっと難しいのかなと思っていて、保健福祉部の管理職であったわけですから、保健福祉部内のことは岸本氏にお聞きできるのかなと思いますけれども、庁内となると、松永委員が証人としてお呼びする山崎氏のほうが庁内全体を把握しているので、その方にお聞きしたほうが分かるのではないかなと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 金井委員に伺いたいのですが、余人をもって代えがたいというのは、何か確認されたお話なんでしょうか。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 直接確認はしていないんですが、これまでの要求資料の中にも市の幹部からそういった発言があって、そういう影響もあって、東内被告に対して部下が委縮していたというような記述がありますので、今回、第三者委員会の報告書でもそういうことも出ていて、実際にそういった発言が市の幹部からあったかどうかを含めて、証人に確認できるかと思っています。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 そういう発言があったかどうかを含めて、パワハラの関係と職場の雰囲気等を確認するということの理解、そういう質問事項になるということでもよろしいわけですかね。

○金井伸夫委員 そうです。

○菅原満委員 はい、分かりました。

○安保友博委員長 休憩します。（午前 9時51分 休憩）

再開します。（午前 9時53分 再開）

改めまして、余人をもって代えがたしというその言及についての、それは誰が言ったのかということについて、もう一度確認のため、金井委員からお願いしたいと思います。

金井委員。

○金井伸夫委員 私の感触では、前市長がそういうことを言ったのではないかという認識でいるんですけれども、そこら辺は前市長だけではなく、市の幹部がそういう認識を共通して持っていたのではないかとも思いますので、一応範囲を広げて、市の幹部が余人をもって代えがたしということをやっていたのかどうか、あるいはそれはうわさなのかどうか、そこら辺の庁内の職場環境に与える影響というのはどのようなものだったのかというのを率直に伺ってみたいという考えです。

○安保友博委員長 ほかに御意見はありませんか。

それでは、ほかに御意見がありませんので、確認いたします。

岸本年光氏に対する質問事項といたしまして、まず前提事項としまして、証人の経歴、東内氏との関係、元職員との関係、証人として証言する理由、動機。次に、パワハラ関係としまして、元職員のパワハラの実態について、日常的に行われていた部下への叱責、外部事業者への叱責。叱責された職員や、それ以外の職員がどのような対応をしていたのか。また、預り金の管理について。そのほかとしまして、元部下の職員の自殺、葬儀、そしてまた、その寄附金について。それから、第三者委員会等、また市からの提供された資料に基づきまして、余人をもって代えがたしという言及が庁内でどういう影響を与えていたかについて、保健福祉部についてどうだったのかということについてを聞くということで、そのようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、次に、現職職員であります、保健福祉部健康保険医療課主幹兼保健センター所長の阿部剛氏に対する尋問事項について協議をいたします。

休憩します。（午前 9時58分 休憩）

再開します。（午前 9時59分 再開）

松永委員。

○松永靖恵委員 現職職員、保健福祉部健康保険医療課主幹兼保健センター所長の阿部剛氏に  
関しては、証人の経歴を基に、元和光市職員、東内氏との関係性についてお聞きしたいと思います。

また、パワハラ全般については、御本人がパワハラを受けていたのか、それとも組織的なパワハラがあったのか、また、元職員が異動した後のパワハラのことについて、全般的にお聞きしたいと思います。

それから、預り金のことに関しても証人として呼びたいと思っております。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 預り金に関しては、500万円を自宅で保管していたというような資料が出ています。一応要求資料には出ているんですが、そこら辺のいきさつを改めて確認したいと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 松永委員に確認したいんですが、阿部氏に対してパワハラ全般ではなくて、本人が受けていたのかどうか、また、職場でどうだったかという後に、異動についてということがあったんですけれども、それはどの部署、御本人が異動をもう受けていたという意味合いなんですか。ちょっとその辺がはっきりしてないので、改めて確認させていただけますでしょうか。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 菅原委員の御質問のパワハラの変動というものは、不祥事を起こしました東内氏の變動に關してのことでございます。不祥事を起こした東内氏が變動した後に、その中でも保健福祉部の中で組織的にパワハラが起きていたというようなことをお聞きしましたので、變動した後に、その中でも続けてパワハラがあったのかという内容をお聞きしたいです。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 では、東内氏とは直接関係なしということではいいわけですか。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 そうです。變動していますので、直接東内氏からパワハラを受けていたという内容ではないです。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 確かにパワハラそのものについてはどういう対応をしていくか、議会でも請願を採択して、市に対応を求めていますけれども、今回の元職員の不祥事に関する調査で、その関係で事実関係を確認するという目的からすると、その元職員が變動した後で、しかも元職員との関係性がないとなると、その辺、委員会の目的としてどうなのか、委員長の御判断をお願いします。

○安保友博委員長 確認ですけれども、今の話は、元職員が變動した後に引き続きパワハラがあったのかというような内容だと思いますけれども、その点だけもう一度整理をお願いします。松永委員。

○松永靖恵委員 そもそも東内氏が保健福祉部にいたときにはパワハラが起きていた。御本人が變動された後も、その中でパワハラが起きていたということもあったというふうにお聞きしていますので、その件については委員長にお任せします。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 今の話を確認すると、變動した後の保健福祉部のパワハラの実態となると、これは阿部氏が、自分が誰かからパワハラを受けたということをここで証明するんですかね。そうだとすると、今回の特別委員会の内容とはちょっと外れる部分があるなという気がします。變動した後もパワハラがあったということは、誰が誰に対してやったのかというのが今の時点ではあまり見えてこない部分があるので、その辺をはっきりさせたほうがいいのかなという感じはします。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 阿部氏がパワハラを受けていたという内容ではなくて、パワハラが日常茶飯になっていたというか、それがパワハラに値するかしないか、それがもう普通に行われていたかどうかというのをお聞きしたいだけです。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 この委員会は元職員の不祥事に関するということで、その中でお金の話、パワハラの話等を扱ってきているので、本来のこの委員会の趣旨からすると、ちょっと広がり過ぎ

るというふうに私は判断します。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 元当該部長によるパワハラの影響が異動後も市庁舎内、いわゆる福祉部内に残っていて、その関係でパワハラがやっぱり継続していると言うんですか、その東内元部長の影響がどうだったのかという意味においては必要なことかなとは判断するんですが。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 今の熊谷委員の意見に賛成です。要は異動した後も、元いた部局に影響力を残して、もしくは見えないところで指示等があったのかどうかを確認する、阿部職員に聞くのも一つかなと思います。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 今後再発防止策を講じていくのも目的の一つなので、ひょっとしたら保健福祉部内にそういった体質があったのではないかとということで、必ずしも東内被告だけの原因でパワハラが横行していたのではないというような職場環境だったかもしれないので、そういった意味で広く捉えて質問に含めてもいいのかなと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 あくまでも委員会の設置の目的、それと付議された事件の趣旨にのっとり事実関係を確認するということであるならば、質問事項に入るのかなと。だから、その辺、質問事項について十分に留意されて質問するという形を取るということが必要ではないかなと。仮に質問するとしても、その辺を留意して質問事項を検討するということにしないと、本来百条での証人への尋問という趣旨から考えると、やっぱりその辺は聞きたいということと、聞けるということとあると思うんで、その辺、質問するとしたら、質問事項の組み立て方を検討される必要があるのではないかなと思います。それが私の考えです。

○安保友博委員長 委員会の趣旨にのっとり質問するというので、再度松永委員から、何を聞きたいのかという尋問事項として御提示いただけたらと思いますが、よろしいですか。

松永委員。

○松永靖恵委員 パワハラ全般についての質問事項に関しましては、当時、東内氏がいたときのパワハラ、それから、東内氏が異動した後、その異動した後の保健福祉部の影響についてどうだったかということについて質問させていただきたいと思います。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 元和光市職員の不祥事に関する調査に関する決議の中で、「元和光市職員によるパワーハラスメントに関する事項」と述べられています。それで、今の話は、元職員によるパワーハラスメントで、組織として現在も残っている大きな影響というか、ダメージというか、そういうものがあると考えているので、この「元和光市職員によるパワーハラスメントに関する事項」、もしくは(6)にある「その他、上記に関する一切の事項」という中で取り上げることが可能かどうかということになると思うんですけれども、実際に元職員がその場に



いなくなつて終わった話ではないということが現在もあるのかなと考えていて、その及ぼした影響がこのパワーハラスメントに関する事項という中に含まれると解釈できるかどうか、そのところだと思つてのですが、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 待鳥委員から御質問いただいた件に関してですが、もちろん御本人は異動していないということですが、委員会の趣旨に基づいてのパワハラの影響について質問をさせていただきたいと思つています。

○安保友博委員長 いかがでしょうか。

今話を総合しますと、当時不祥事があつたときに何があつたのかというところのその一時点に関して、それに焦点を当てて、これまで調査を続けてきたということはあるんですけども、やはりその周辺事項についても、関連することについては調査できることはして、その原因がどこにあつたのか、そして、その再発防止に対してはどうすべきなのかというところを調査して、提言していくというのがこの委員会の趣旨だと私は理解しています。

そういう意味では、今回証人として、しかも現職職員で、秘密会ではなくて公開ですということに対しても配慮すれば、その点についても確認するということがいいのではないかと思つても、その点について改めて御意見があれば伺いたいと思つています。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 本人がされたかどうかという点に、その事実関係と、それから組織的なパワハラはあつたのかどうかということと、組織的という意味においては、東内元部長が他の部署に異動した後もその影響下にあつて、引き続き行われたかどうかということも含めて、やっぱり事実関係を確認しておいたほうがいいと思つていますので、委員長の発言に賛成です。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 私も熊谷委員の意見に賛成です。東内氏は教育委員会に異動して、教育部長をやられたときに、異動の内容は福祉と教育の連携ということで異動されたわけですから、私もその当時のことを思い出しますと、異動後もかなり福祉部の管理職の方が東内氏のところに相談に行つていた。そういう実態があつて、業者もお見えになっていたり、そういった実態も見ていますので、異動した後もかなり福祉部に影響力を持った方であつたのは事実です。そういう中で、異動して、パワハラの実態がどうであつたかというのはなかなか難しいですけども、そういったことが残っていることもお聞きできるということで、ぜひこの内容はやっていただいたほうがいいのかなと思つています。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほど私が言ったことの趣旨ですけども、組織として今に至る影響があるというふうに私は考えていて、そういう意味で、この決議の中の(3)の「元和光市職員によるパワーハラスメントに関する事項」に含まれると解釈できないのか、もしくは(6)の「その他、上記に関する一切の事項」に含まれると解釈することができないのかという投げかけだ

ったんですね。なので、菅原委員、そのあたりはいかがですか。ここに含まれると考えられれば、この決議の中で調査事項に含まれるということになるので、正当な質問理由になるかなというふうに考えての投げかけでした。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 副委員長の投げかけで、その辺を捉えて質問項目に加えるということはあるのかなと思います。それと、松永委員から再度、想定されている質問事項について御説明を受けた後は、私は特段お話ししていないので、そういう内容でしたらということで、元職員のパワーハラの状況がどうだったのか、御本人を含めてどういうふうな、いわゆるパワーハラスメントがあったのか。異動及びその後の影響についてどうであったのか。その元職員のパワーハラスメントの状況が異動後もどうだったのか。その職場についてどうだったのかということの趣旨の御説明でした。それ以降は私は何も言っていないので、副委員長のお話もありましたので、それをきちんと確認した上で進められればよいのかなと私は考えます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 私は、副委員長のおっしゃることをもしこの項目に当てはめるとしたら、（６）その他、上記に関する一切の事項、これに当てはめるのがいいかなと思います。（３）のほうは、直接的な元職員によるパワーハラスメントに関する事項と書いてあるので、ちょっとこれは無理かなと。したがって、（６）が適用されると解釈して、被告の異動後のパワーハラの問題の質問もありかなというふうに考えます。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 異動後も含めて（３）に該当するのではないかなというふうに判断するのですが。

○安保友博委員長 皆様からいただいた意見を総合しますと、質問そのものをするということについての異論はないというふうに判断をさせていただきたいんですけども、その中でどこの項目なのかというところで、（３）のパワーハラの話なのか、（６）その他の部分でいいのかということ、これについては先ほども申し上げましたけれども、元職員その個人の問題に終始するのか、それとも組織の体質というふうになるのか。第三者委員会の報告書にも先日出ましたけれども、そこら辺についても組織風土という言葉があったということもありますので、当委員会としましても、その元職員の個人に絞ってやるということよりも、やはりこの和光市としてどのような状況にあったのかというところを見ていく必要があるのかなと私は判断しています。その点についてももう一度、御意見がありましたら皆様からいただきたいと思います。

富澤委員。

○富澤啓二委員 今の委員長の見解に賛成です。ささいなところに組織風土とか、そういうものの真因が出る場合というのが歴史上もたくさんございますので、細かいところかもしれませんが、大事に対応したほうがよろしいのかなという気がします。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今回は不祥事に関するということで、その元市職員による不祥事によって表面化したというか、はっきり見えてきた組織的な問題というところだと思うんですね。そもそもこの委員会の目的が市の組織的な動き方とか、そうしたものに関して改善提案をするというところにあるわけなので、当然組織風土とか、あるいは中の事務フローであるとか、そういうところを見るということがそもそもの目的だと思っているので、当然そこに見えてくる背景にある組織風土というのは見なければいけないと思います。ただ、今回の不祥事に絡んで見えてきているというところなので、あまりそれと関係ないところはもちろん入ってこないと思うのですが、事実に基づいて、そこで見えてくる組織の背景というか、そこは改善提案が目的ですから、当然見えるということになると思います。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 この特別委員会で、我々は今まで事務改善の提言をしてきて、中間報告も出して、今回百条委員会に移ったわけですがけれども、もともと東内氏は詐欺、窃盗の部分で告発されて判決が出ています。でも、それに至った背景というのは組織の中にあるわけですから、その組織の背景をしっかりと洗い出さないと、もう百条委員会の意味がないのかなと思いますので、全てにおいてこれはやるべきかなというふうに思います。

○安保友博委員長 ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ほかに御意見がありませんので、まとめさせていただきたいと思います。尋問事項について、まず前提事項として証人の経歴、東内氏との関係、証人として証言する理由、動機。それから、内容としまして、パワハラ全般について。それは元職員の保健福祉部在籍時、それから、その後の異動後のことについても、庁内にどのような影響を及ぼしたのかについても確認をしたいということ。それから、預り金について、どういういきさつがあったのか。この点についてとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、元和光市職員の山崎悟氏に対す尋問事項について協議をいたします。

御意見のある方はお願いいたします。

松永委員。

○松永靖恵委員 元和光市職員の山崎悟氏に関しましては、前提事項として、証人の経歴、それから東内氏との関係性、また、証人として証言する理由や動機をお聞きした後、パワハラ関係のことにに関して、具体的には平成24年度、平成25年度は総務部長でしたし、平成26年度、平成27年度、企画部長だったときの関わりについてお聞きしたいと思っております。

また、パワハラに関しましては、パワハラを受けた職員から相談を受けていたということも確認ができていますので、そのときに当時どんな内容だったのか、メモを取っていたかという具体的なこともお聞きしたいと思っております。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 また繰り返しになってしまうんですけども、余人をもって代えがたしという認識が、この証人も当時市の幹部だったので、市の幹部としてそういう認識は持っていたのかとかを改めて確認したいと思います。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 追加なんですけど、御本人からヒアリングを前もって受けていまして、先ほどの、平成26年度、平成27年度、企画部長だった当時、昇任の件に関わっていたのか。それから、福祉政策課がその当時立ち上がっていたので、そのときの経緯のお話もお聞きしたいと思っています。

また、補正予算のヒアリングということに関してもお聞きしていきたいと思っております。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 確認ですけども、補正予算のヒアリングというのは、定期巡回サービスのシステムを発注するときの補正予算ということですか。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 はい、そのとおりでございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 1件気になるのが、今、人事に関してのお話であって、昇任の件に関わってなんですけれども、当時、この方は企画部長なので、人事担当の部長ではないので、もしそういうことがあったとして、事実が出てくると、今度何か厳しいことになってしまうかな。問題がややこしくなってくるので、その辺は大丈夫ですか。越権行為にならないですか。総務部長は人事権を持っていて、企画部長には人事権が基本的にはないじゃないですか。そこで話をされるとどうなのかな。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 はい、もちろん人事権というのはトップ、市長にございますので、その件に関わるということはもちろん問題になるかと思いますが、当時、元職員の東内氏が早い段階で、半年ごとに昇任をされていたので、そのとき元市長にアドバイスとういか、そういうお話をさせていただいた、御相談を受けていたということについてお聞きしたいと思っています。

○安保友博委員長 今の点に関して、先ほどから共通して申し上げますけれども、組織風土とか、庁内がどういう体制にあったのかというところで、今のような疑義が生じたというのは、また事実だと思いますので、その点についてもどうだったのかということを確認するという意味では、その質問をするということで、その結果が明らかになれば、また結果も変わってくるのかなと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

富澤委員。

○富澤勝広委員 第三者委員会の報告の中にも、人事に関して、元市役所OBという表現もしているんで、関わっている部分があるんでしょから、そういう面は組織風土という流れから

いくと、そこは話を聞いてもいいのかなと思います。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤啓二委員 山崎元企画部長が就任したのは平成26年から平成27年、その当時、このシステム導入業務の動きもスタートしていますので、ある程度定数管理に厳しい元部長というように私は把握しているんですが、そう簡単にすんなりと企画部で予算を承諾したとは思えないんですね。どういう方法でこれが前へ進んだのか。また、例の詐欺、横領、窃盗が始まったのは平成27年頃ですので、いわゆる職員の行動に関しての企画部長としての把握はされていたのかどうか、大変大事なところかなという気がします。聞くべきかなという気がします。

○安保友博委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ほかにありませんので、元和光市職員の山崎悟氏に対する尋問事項については、まず前提事項として、証人の経歴、東内氏との関係性、証人として証言する理由、動機。それから、パワハラ関係としまして、平成24年度、平成25年度は総務部長としてパワハラを受けた職員から相談を受けていたのか。相談をしている職員の様子はどうだったのかということ。それから、相談を受けていたならば、どのような内容か。メモは取っていたか。そして、平成26年度、平成27年度は企画部長として、人事に関して昇任等の件に関わっていたのかどうか。それから、4つ目として、定期巡回サービスについての補正予算のヒアリングについてどうであったかということ。それから、余人をもって代えがたしということについての、その言及についての当時の認識についてとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、証人の出頭要求についてを議題とします。

まず初めに、証人に出頭を求める日時、場所についてお諮りをします。

先ほど決定いたしましたとおり、委員会において喚問する証人は3名となります。

日程について決めていきたいと思えます。

休憩します。（午前10時38分 休憩）

再開します。（午前10時58分 再開）

日程につきましては、元和光市職員の岸本年光氏は、令和4年1月12日水曜日、午前10時。そして、元和光市職員の山崎悟氏については、令和4年1月の同日、12日水曜日、午後1時30分。そして、現職職員、保健福祉部健康保険医療課主幹兼保健センター所長の阿部剛氏については、令和4年1月19日水曜日、午前10時。それぞれ出頭を求め、場所はいずれも全員協議会室といたします。

証人控室については、議員応接室としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

ここで発言の訂正がございますので、お願いします。

松永委員。

○松永靖恵委員 先ほど、元和光市職員、山崎悟氏に関しまして、質問事項の中で、企画部長だったときに昇任の件に関してお聞きしたいと申しましたが、総務部長のときでしたので、その点、訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

○安保友博委員長 では、質問事項についてもそのように改めたいと思います。

それでは、証人に通知する証言を求める事項については、先ほど御協議いただいた尋問事項のとおり、証人に通知をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

なお、併せて本委員会の証人尋問運営要領を証人に送付いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、その他として、次回の日程について確認いたします。

次回の日程は、1月6日水曜日、午前10時から第24回調査特別委員会を開催し、証人の決定について、証人尋問事項の協議について、証人の出頭要求について、その他についてを行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

日程調整のほどよろしくお願いたします。

本日の案件は以上になります。

そのほかに委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

ありませんので、それでは、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任を願います。

以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午前11時02分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      安 保 友 博